

○新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則

平成20年3月10日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区立新宿スポーツセンター条例（平成17年新宿区条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に際して明示する事項)

第2条 区長は、条例第6条第1項の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする団体を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 新宿区立新宿スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の概要
- (2) 条例第5条に規定する管理業務の範囲及び内容
- (3) 条例第6条第1項の規定による公募を開始する日（以下「公募開始日」という。）
- (4) 条例第6条第2項の規定による申請（以下「指定の申請」という。）を行うことができる団体の資格
- (5) 条例第7条に規定する選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (7) スポーツセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (8) スポーツセンターの事業計画書に記載すべき事項
- (9) 第4条第2項各号に掲げる書類に関する事項
- (10) その他区長が必要と認める事項

(指定の申請を行うことができる団体の資格)

第3条 指定の申請を行うことができる団体の資格は、次のとおりとする。

- (1) 法人として登記されていること。
- (2) その他区長が別に定める要件を満たしていること。

(指定申請書及び添付書類)

第4条 条例第6条第2項の規則で定める申請書は、指定管理者の指定申請書(第1号様式)とする。

2 条例第6条第2項第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定の申請を行うことができる団体の資格を有していることを確認することができる書類

- (2) スポーツセンターの管理に係る収支計画書
- (3) スポーツセンターの管理に係る人員計画書
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする団体の案内書
- (5) 指定管理者の指定を受けようとする団体の活動の実績に関する書類
- (6) 指定管理者の指定を受けようとする団体の経営状況を説明する書類
- (7) その他区長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 条例第7条の規則で定める申請期間は、公募開始日から30日を経過する日（当該日が新宿区の休日を定める条例（平成元年新宿区条例第1号）第1条第1項に規定する区の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日）までとする。

(選定結果通知書)

第6条 条例第8条の規定による通知は、指定管理者選定結果通知書（第2号様式）により行うものとする。

(選定取消通知書)

第7条 条例第9条第2項の規定による選定の結果の通知を取り消す旨の通知は、指定管理者選定結果取消通知書（第3号様式）により行うものとする。

(指定通知書)

第8条 区長は、条例第10条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、同条の被選定団体に対し、指定管理者指定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(事業報告書の記載事項)

第9条 条例第13条第2項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度のスポーツセンターの利用に関する利用者意見の調査結果
- (2) その他区長が必要と認める事項

(団体登録の要件)

第10条 条例第19条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる同項の団体登録（以下「団体登録」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般 次のいずれにも該当すること。

ア 構成員が10名以上であること。

イ 構成員の全てが新宿区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する者（以下「区民」という。）又は区の区域内の事務所若しくは事業所に勤務している者（以下「区

内在勤者」という。) であること。

ウ 代表者の年齢が条例第19条第2項の申請の日において18歳以上であること。

(2) 青少年 次のいずれにも該当すること。

ア 団体が定める規約(以下「規約」という。)において当該団体の目的が青少年のスポーツに関する活動である旨が明記されており、かつ、規約に基づく運営及び活動を行っていること。

イ 構成員が10名以上であること。

ウ 構成員(代表者を除く。)の全てが区民であり、かつ、その年齢が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

エ 代表者が区民又は区内在勤者であり、かつ、その年齢が条例第19条第2項の申請の日において18歳以上であること。

オ 団体への入会及び団体からの退会が自由に行われていること。

(令4規則12・令6規則4・一部改正)

(団体登録)

第11条 条例第19条第2項の申請は、新宿区立新宿スポーツセンター団体登録申請書(第5号様式。以下「登録申請書」という。)により行うものとする。

2 青少年の区分により前項の申請を行うときは、登録申請書に次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 規約

(2) 団体の構成員の名簿

(3) その他指定管理者が必要と認める書類

3 指定管理者は、条例第19条第2項の承認を行ったときは、当該承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)に対し、新宿区立新宿スポーツセンター団体登録証(第6号様式。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

4 次の各号に掲げる団体は、団体登録の区分が一般である登録団体とみなし、当該団体登録の区分が一般である登録団体とみなされた団体に係る当該各号に定める書類は、登録証とみなす。

(1) 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則(平成20年新宿区規則第16号)第11条第3項に規定する登録団体(新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例(平成17年新宿区条例第48号)第19条第1項の団体登録の区分が一般であるものに限る。) 同規則第11条第3項の規定により交付を受けた新宿区立新宿コズミック

スポーツセンター団体登録証

- (2) 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則（平成20年新宿区規則第17号）第11条第6項に規定する登録団体（多目的ホール等） 同条第3項の規定により交付を受けた新宿区立大久保スポーツプラザ団体登録証

5 次の各号に掲げる団体は、団体登録の区分が青少年である登録団体（以下「登録団体（青少年）」という。）とみなし、当該登録団体（青少年）とみなされた団体に係る当該各号に定める書類は、登録証とみなす。

- (1) 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則第11条第5項に規定する登録団体（青少年） 同条第3項の規定により交付を受けた新宿区立新宿コズミックスポーツセンター団体登録証

- (2) 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則第11条第7項に規定する登録団体（多目的ホール等（青少年）） 同条第3項の規定により交付を受けた新宿区立大久保スポーツプラザ団体登録証

（令6規則4・一部改正）

（団体登録の有効期間）

第12条 団体登録の有効期間は、次の各号に掲げる団体登録の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号に掲げる団体登録以外の団体登録 登録証を交付した日から当該日の3年後の日の属する月の末日（登録団体（青少年）にあつては、当該日の属する年の翌年の3月末日）まで

- (2) 登録団体が団体登録の有効期間の満了日以前に当該満了日の翌日から引き続き団体登録を受けようとする場合における当該団体登録 当該満了日の翌日から起算して3年間（登録団体（青少年）にあつては、1年間）

（令6規則4・一部改正）

（団体登録の取消し等の届出）

第13条 登録団体は、団体登録の取消しを申し出るとき又は団体登録の内容に変更があつたときは、新宿区立新宿スポーツセンター団体登録取消・変更届（第7号様式）に登録証を添えて、速やかに指定管理者に届け出るものとする。

（団体登録の承認の取消し）

第14条 条例第19条第3項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) スポーツセンターを不正に利用したとき。

(2) 管理上著しく支障があると認められる行為を行ったとき。

2 指定管理者は、条例第19条第3項の規定により団体登録の承認を取り消したときは、当該団体登録の承認を取り消された団体に対し、新宿区立新宿スポーツセンター団体登録承認取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（貸切利用の申請）

第15条 登録団体は、スポーツセンターの施設（以下「施設」という。）の貸切利用を行おうとするときは、別表に定める登録団体の抽選申請期間内に、新宿区立新宿スポーツセンター利用申請書（第9号様式。以下「利用申請書」という。）により指定管理者に申請することができる。

2 指定管理者は、前項に規定する抽選申請期間内に受けた同項の規定による申請について抽選を行い、その結果落選したものに対し、新宿区立新宿スポーツセンター利用落選通知書（第10号様式。以下「落選通知書」という。）により通知するものとする。

3 登録団体は、第1項に規定する抽選申請期間後なお貸切利用に係る施設に空きがある場合において、当該施設の貸切利用を行おうとするときは、別表に定める登録団体の抽選申請後の空き施設申請期間内に、利用申請書により指定管理者に申請することができる。

4 登録団体及びその他のものは、前項に規定する抽選申請後の空き施設申請期間後なお貸切利用に係る施設に空きがある場合において、当該施設の貸切利用を行おうとするときは、別表に定める登録団体及びその他のものの抽選申請期間内に、利用申請書により指定管理者に申請することができる。

5 指定管理者は、前項に規定する抽選申請期間内に受けた同項の規定による申請について抽選を行い、その結果落選したものに対し、落選通知書により通知するものとする。

6 登録団体及びその他のものは、第4項に規定する抽選申請期間後なお貸切利用に係る施設に空きがある場合において、当該施設の貸切利用を行おうとするときは、別表に定める登録団体及びその他のものの抽選申請後の空き施設申請期間内に、利用申請書により指定管理者に申請することができる。

7 登録団体が第1項、第3項、第4項及び前項の規定による申請を行うときは、登録証を係員に提示するものとする。ただし、区長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

8 条例第20条第2項の区長が特に認めるものは、施設の貸切利用を行おうとするときは、利用しようとする日まで（当該利用しようとする日に係る別表に定める登録団体の抽選申請期間並びに登録団体及びその他のものの抽選申請期間を除く。）、利用申請書により指

定管理者に申請することができる。

(貸切利用の承認)

第16条 指定管理者は、前条第1項、第3項、第4項、第6項及び第8項の規定による申請（以下「貸切利用申請」という。）に対し、条例第20条第1項の承認（以下「利用承認」という。）を行ったときは、当該貸切利用申請を行ったものに対し、新宿区立新宿スポーツセンター利用承認書（第11号様式。以下「利用承認書」という。）により通知するものとする。

- 2 貸切利用申請(前条第3項及び第6項の規定によるものに限る。)に対する利用承認は、当該貸切利用申請の順序により行う。
- 3 貸切利用に係る利用承認を受けたもの（以下「貸切利用者」という。）は、その利用の際に、登録団体にあつては登録証及び利用承認書（第21条第2項の承認を受けたものにあつては、同項の規定により通知された新宿区立新宿スポーツセンター利用変更・利用料金返還承認書。以下この項、第20条第1項及び第25条第1項において同じ。）を、その他のものにあつては利用承認書を係員に提示するものとする。

(個人利用の申請及び承認)

第17条 施設の個人利用を行おうとする者は、指定管理者が定める利用手続を行うものとする。

- 2 個人利用に係る条例第20条第1項の規定による申請及び利用承認は、前項の規定により利用手続を行ったことによりなされたものとみなす。

(利用の申請の制限)

第18条 条例第20条第4項の規則で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとし、当該事由に該当するものが、同項の規定により同条第1項の規定による申請を行うことができない期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第22条第1号の規定による申出（貸切利用に係るものに限る。以下「利用承認取消しの申出」という。）を行うことなくスポーツセンターを利用しなかったこと（第3号及び第4号に掲げる事由を除く。） 1か月
- (2) 第23条第1項及び第2項に規定する納入期間内に利用料金を納入しなかったこと（次号及び第4号に掲げる事由を除く。） 1か月
- (3) 前2号に掲げる事由（当該事由に係る利用承認を受けた日（当該日について第21条第2項の承認を受けた場合にあつては、当該変更後の日。以下この条並びに第25条第3項第2号及び第3号において同じ。）前1年以内に利用承認を受けた日があり、当該

利用承認に関して、前2号に掲げる事由に該当したことにより、条例第20条第4項の規定による利用の申請の制限を受けた事実が1回ある場合に限る。) 2か月

- (4) 第1号又は第2号に掲げる事由(当該事由に係る利用承認を受けた日前1年以内に利用承認を受けた日があり、当該利用承認に関して、第1号又は第2号に掲げる事由に該当したことにより、条例第20条第4項の規定による利用の申請の制限を受けた事実が2回以上ある場合に限る。) 3か月

(利用の不承認)

第19条 指定管理者は、条例第21条の規定により利用承認を与えなかったときは、当該利用承認を与えられなかったものに対し、新宿区立新宿スポーツセンター利用不承認書(第12号様式)により通知するものとする。

(利用承認の取消し)

第20条 利用承認取消しの申出は、新宿区立新宿スポーツセンター利用取消・利用料金返還申請書(第13号様式。以下「取消・返還申請書」という。)に利用承認書を添えて行うものとする。

- 2 指定管理者は、利用承認取消しの申出に対し、承認を行ったときは、当該利用承認取消しの申出を行ったものに対し、新宿区立新宿スポーツセンター利用取消・利用料金返還承認書(第14号様式。以下「取消・返還承認書」という。)により通知するものとする。

(利用承認の内容の変更)

第21条 条例第22条第2号の規定による申出(貸切利用に係るものに限る。以下「利用承認変更の申出」という。)は、利用承認を受けた日の前日までに、新宿区立新宿スポーツセンター利用変更・利用料金返還申請書(第15号様式。以下「変更・返還申請書」という。)に利用承認書を添えて行うものとする。

- 2 指定管理者は、利用承認変更の申出に対し、承認を行ったときは、当該利用承認変更の申出を行ったものに対し、新宿区立新宿スポーツセンター利用変更・利用料金返還承認書(第16号様式。以下「変更・返還承認書」という。)により通知するものとする。

- 3 前項の承認(以下「利用変更承認」という。)を受けたものは、当該利用変更承認を受けた利用承認の内容について、利用承認変更の申出を行うことができない。

(貸切利用による利用時間)

第22条 貸切利用による施設の利用時間は、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(利用料金の納入)

第23条 貸切利用者は、利用承認が行われた日から起算して3日(利用承認書を郵送によ

り通知する場合にあつては、5日)以内に、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。この場合において、スポーツセンターの窓口において納入するときは12月29日から翌年の1月3日までの日を、金融機関において納入するときは金融機関の休業日を、それぞれ納入期間には含まないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する納入期間の末日が利用承認を受けた日後となるときは、当該利用承認を受けた日までに、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。
- 3 貸切利用者は、利用承認を受けた日の1か月前の日までに利用承認変更の申出を行い、利用変更承認を受けた場合において、変更前に納入された利用料金を変更後の利用料金に充当してもなお不足金が生じるときは、その不足金を指定管理者に納入しなければならない。
- 4 貸切利用者は、利用承認を受けた日の1か月前の日の翌日から当該利用承認を受けた日の14日前の日までに利用承認変更の申出を行い、利用変更承認を受けた場合において、変更前に納入された利用料金の5割に相当する額を変更後の利用料金に充当してもなお不足金が生じるときは、その不足金を指定管理者に納入しなければならない。
- 5 貸切利用者は、利用承認を受けた日の13日前の日から当該利用承認を受けた日の前日までに利用承認変更の申出を行い、利用変更承認を受けたときは、変更後の利用料金を指定管理者に納入しなければならない。
- 6 個人利用に係る利用承認を受けた者(以下「個人利用者」という。)は、指定管理者が定める方法により、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

(利用料金の減免)

第24条 条例第27条の規定による利用料金(施設及びスポーツセンターの附帯設備の利用に係るものに限る。以下この項において同じ。)の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、当該場合において行う利用料金の減額又は免除は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 区又は区の行政委員会がその事業として利用するとき 免除
- (2) 区立の学校又は幼稚園(区立子ども園を含む。)がその行事として利用するとき 免除
- (3) 公益財団法人新宿未来創造財団がその事業として利用するとき 免除
- (4) 次に掲げる要件を満たす登録団体がスポーツに関する活動で貸切利用を行うとき 免除

ア その構成員（指定管理者が必要と認める者を除く。）の全てが区民であって、次のいずれかに該当するもの（以下「区内在住障害者」という。）であること。

（ア）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合には、当該15歳未満の者）

（イ）東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日民児精発第58号）第5条の規定により愛の手帳の交付を受けた者その他これに準ずる者

（ウ）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

イ その構成員のうち、10名以上が区内在住障害者であること。

(5) 登録団体（青少年）がスポーツに関する活動で貸切利用を行うとき 5割に相当する額の減額

(6) 条例第12条の協定の定めるところにより、区長が認める団体が利用するとき 5割に相当する額の減額

(7) 区内在住障害者がスポーツに関する活動で個人利用を行うとき 免除

(8) 区の区域外に住所を有する者であって第4号ア（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するものがプールの個人利用を行うとき 5割に相当する額の減額（当該減額後の額に10円未満の端数がある場合は、5割に相当する額に当該端数の額を加算した額の減額）

(9) その他指定管理者が特に必要と認めるとき 必要と認める額の減額又は免除

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、貸切利用者にあつては新宿区立新宿スポーツセンター利用料金減額・免除申請書（第17号様式）により、個人利用者にあつては指定管理者が定める方法により、それぞれ指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

3 第1項の規定による利用料金の減額又は免除（同項第4号、第7号及び第8号に係るものに限る。）を受けようとするものは、当該減額又は免除を受けることができる資格を有することを証する書類を指定管理者に提示するものとする。この場合（同項第7号及び第8号に係る場合に限る。）において、当該減額又は免除に係る前項の規定による申請及び承認は、当該提示を行ったことによりなされたものとみなすことができる。

4 条例第27条の規定による利用料金（スポーツセンターの駐車場の利用に係るものに限る。以下この項において同じ。）の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に行うものと

し、当該場合において行う利用料金の減額又は免除は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1項第1号から第3号までに掲げる場合 免除
- (2) 第1項第4号ア（ア）から（ウ）までに掲げる者が前項に規定する書類を提示して利用するとき 免除
- (3) その他指定管理者が特に必要と認めるとき 必要と認める額の減額又は免除
(平20規則137・平22規則39・平28規則77・令4規則12・令6規則4・一部改正)
(利用料金の返還等)

第25条 条例第28条の規定による利用料金の返還を受けようとするものは、貸切利用者にあつては取消・返還申請書又は変更・返還申請書に利用承認書及び領収書を添えて、個人利用者にあつては指定管理者が定める方法により、それぞれ指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請に対し、承認を行ったときは、当該申請を行ったものに対し、貸切利用者にあつては取消・返還承認書又は変更・返還承認書により、個人利用者にあつては指定管理者が定める方法により、それぞれ通知するものとする。

3 条例第28条の規定により利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、当該場合において返還する利用料金の額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) スポーツセンターを利用できないことについて貸切利用者又は個人利用者（以下「利用者」という。）の責めに帰することができない事由があると認められるとき 利用できなかった時間に相当する額
- (2) 貸切利用者が利用承認を受けた日の1か月前の日までに利用承認取消しの申出を行ったとき 全額
- (3) 貸切利用者が利用承認を受けた日の1か月前の日の翌日から当該利用承認を受けた日の14日前の日までに利用承認取消しの申出を行ったとき 5割に相当する額
- (4) 貸切利用者が利用承認を受けた日の1か月前の日までに利用承認変更の申出を行い、利用変更承認を受けた場合において、変更前に納入された利用料金を変更後の利用料金に充当し、過納金が生じたとき その過納金の額
- (5) 貸切利用者が利用承認を受けた日の1か月前の日の翌日から当該利用承認を受けた日の14日前の日までに利用承認変更の申出を行い、利用変更承認を受けた場合において、変更前に納入された利用料金の5割に相当する額を変更後の利用料金に充当し、過納金が生じたとき その過納金の額
- (6) その他区長が特に必要と認めるとき 必要と認める額

4 指定管理者は、利用者が利用料金を納入した後に、前条に規定する利用料金の減額又は免除が承認された場合において、減額又は免除前の利用料金と減額又は免除後の利用料金に差が生じたときは、その差額を返還するものとする。

(遵守事項)

第26条 スポーツセンターを利用するものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用承認を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は新たな設備を造作しないこと。
- (4) 騒音等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(入館の制限等)

第27条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものについては、その入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 善良な風俗を乱し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすもの
- (2) 飲酒又は薬物の影響でスポーツ又はレクリエーションができない状態にある者
- (3) 騒じょう行為又は示威行為を行うもの
- (4) スポーツセンター内において、許可なく物品の販売その他の営業行為を行うもの
- (5) その他スポーツセンターの管理上支障がある行為を行うもの

(補則)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則を廃止する規則（平成20年新宿区教育委員会規則第4号）による廃止前の新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則（以下「廃止前の規則」という。）の規定により新宿区教育委員会が行った行為で現に効力を有するもの及び廃止前の規則の規定により新宿区教育委員会に対して行われた行為でこの規則の施行の日以後に処理されることとなるものは、それぞれこの規則の相当規定により区長が行った行為及びこの規則の相当規定により区長に対して行われた行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際、廃止前の規則の規定により作成した用紙で現に残存するものは、

必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第54号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第137号）抄

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第39号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第26号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月13日規則第77号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成28年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、次に掲げる用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

(1) 第1条の規定による改正前の新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則第17号様式の規定により作成した用紙

附 則（令和4年3月14日規則第12号）
（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第17号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（令和6年2月14日規則第4号）
（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の第11条第5項に規定する登録団体（青少年）に係る新宿区立新宿スポーツセンター条例（平成17年新宿区条例第47号）第19条第2項の規定による団

体登録の申請及び承認その他の団体登録に関し必要な行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 この規則による改正前の第11条第2項に規定する登録団体（施行日において団体登録の有効期間内にあるものに限る。）は、団体登録の区分が一般であるこの規則による改正後の第11条第3項に規定する登録団体とみなす。

附 則（令和7年3月28日規則第34号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

（平20規則54・一部改正）

登録団体の抽選申請期間	登録団体の抽選申請後の空き施設申請期間	登録団体及びその他のものの抽選申請期間	登録団体及びその他のものの抽選申請後の空き施設申請期間
貸切利用を行おうとする日の属する月の4か月前の月の21日から当該貸切利用を行おうとする日の3か月前の月の6日まで	貸切利用を行おうとする日の属する月の3か月前の月の17日から同月の20日まで	貸切利用を行おうとする日の属する月の2か月前の月の1日から同月の6日まで	貸切利用を行おうとする日の属する月の2か月前の月の18日から当該貸切利用を行おうとする日（新宿区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新宿区条例第52号）及び区長等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年新宿区規則第4号）に基づき、同条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して貸切利

			用申請を行う場合にあっては、当該貸切利用を行おうとする日の14日前の日) まで
--	--	--	---

第1号様式(第4条関係)

指定管理者の指定申請書

年 月 日

新宿区長 あて

所在地
法人の名称
代表者氏名

新宿区立新宿スポーツセンター条例第6条第2項の規定に基づき、新宿区立新宿スポーツセンターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

第2号様式(第6条関係)

指定管理者選定結果通知書

年 月 日

様

新宿区長

貴団体は、新宿区立新宿スポーツセンターの指定管理者となるべき団体として(選定されました・選定されませんでした)ので、新宿区立新宿スポーツセンター条例第8条の規定に基づき通知します。

第3号様式(第7条関係)

指定管理者選定結果取消通知書

年 月 日

様

新宿区長

新宿区立新宿スポーツセンター条例第9条第2項の規定に基づき、新宿区立新宿スポーツセンターの指定管理者となるべき団体として選定した旨の通知を次の理由により取り消しましたので通知します。

<選定取消理由>

第4号様式(第8条関係)

指定管理者指定通知書

年 月 日

様

新宿区長

新宿区立新宿スポーツセンター条例第10条の規定に基づき、年 月 日から
年 月 日まで新宿区立新宿スポーツセンターの指定管理者として指定を
行いましたので通知します。

第5号様式(第11条関係)

(表)

新宿区立新宿スポーツセンター団体登録申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

団体名 _____
所在地 _____
代表者氏名 _____
連絡担当者 _____ 電話() _____

新宿区立新宿スポーツセンターの団体登録について、次のとおり申請します。

登 録	1 新規登録	2 引き続きの登録
活 動 種 目 ・ 内 容		
団 体 名		構 成 員 名
代 表 者 漢 字 氏 名		代 表 者
代 表 者 カ ナ 氏 名		年 齢
連 絡 先	1 代表者の自宅	2 代表者の勤務先
メ ー ル ア ド レ ス		
代 表 者 住 所		
代 表 者 電 話 番 号		
代 表 者 勤 務 先 名 称		
代 表 者 勤 務 先 所 在 地		
代 表 者 勤 務 先 電 話 番 号		
そ の 他		

登 録 区 分		登 録 番 号	
---------	--	---------	--

(裏)
構成員名簿

人数	氏名	在住者は「自宅の住所」 在勤者は「勤務先の住所」	在勤者は「勤務先の名称」	年齢	確認
代表者		新宿区		歳	
2		新宿区		歳	
3		新宿区		歳	
4		新宿区		歳	
5		新宿区		歳	
6		新宿区		歳	
7		新宿区		歳	
8		新宿区		歳	
9		新宿区		歳	
10		新宿区		歳	
11		新宿区		歳	
12		新宿区		歳	
13		新宿区		歳	
14		新宿区		歳	
15		新宿区		歳	
16		新宿区		歳	
	備考				

第6号様式(第11条関係)

(表)

	新宿区立新宿スポーツセンター団体登録証			
	登録証交付日	年	月	日
登録区分				
登録番号				
団体名				
代表者名				
有効期間				
				指定管理者

(裏)

注意事項
施設の利用に当たっては、下記の注意事項をお守りください。
1 施設の利用申請時及び利用時には、本証を持参してください。
2 登録内容に変更があった場合は、指定管理者へ速やかに届け出てください。
連絡先 新宿区立新宿スポーツセンター
所在地 電話番号

第7号様式(第13条関係)

新宿区立新宿スポーツセンター団体登録取消・変更届

1 取消 2 変更

変更内容		1 団体名 2 代表者 3 構成員 4 その他	
		変更前	変更後
1	団体名		
2	氏名		
	住所	〒	〒
	電話番号		
3	その他		
<p>新宿区立新宿スポーツセンターの団体登録について、上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>指定管理者 あて</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 住所 電話</p>			

第8号様式(第14条関係)

新宿区立新宿スポーツセンター団体登録承認取消通知書

年 月 日

様

指定管理者

新宿区立新宿スポーツセンターの団体登録について、次のとおり承認を取り消しましたので、通知します。

団 体 名	
代表者の氏名	
取 消 理 由	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式(第15条関係)

新宿区立新宿スポーツセンター利用申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

団体名 _____
所在地 _____
代表者氏名 _____
連絡担当者 電話() _____

新宿区立新宿スポーツセンターの貸切利用について、次のとおり申請します。

登録区分

登録番号

代表者氏名

申請内容

希望順位	利用日時	施設	面(コース)	区分	附帯設備	利用目的	利用人数
第1希望							
第2希望							
第3希望							
第4希望							
第5希望							
第6希望							
第7希望							
第8希望							
第9希望							
第10希望							

最大当選希望数

第10号様式(第15条関係)

新宿区立新宿スポーツセンター利用落選通知書

年 月 日

様

指定管理者

次の新宿区立新宿スポーツセンターの利用申請については、抽選の結果落選となりましたので通知します。

利用日時	施設	面(コース)	備考

第12号様式(第19条関係)

新宿区立新宿スポーツセンター利用不承認書

年 月 日

様

指定管理者

新宿区立新宿スポーツセンターの利用申請について、次のとおり利用を不承認とします。

不承認の内容

不承認の理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式(第20条、第25条関係)

新宿区立新宿スポーツセンター利用取消・利用料金返還申請書

年 月 日

指定管理者 あて

団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

連絡担当者 電話() _____

新宿区立新宿スポーツセンターの利用承認の取消し・利用料金の返還について、次のとおり申請します。

利用承認年月日	年 月 日	承認番号	
利用日時・施設	年 月 日()		
返還該当事由・返還額	1 1か月前までの取消し	全額	
	2 14日前までの取消し	5割相当額	
	3 利用当日までの取消し	返還なし	
	4 その他()		
既納利用料金			円
返還請求額			円

第14号様式(第20条、第25条関係)

新宿区立新宿スポーツセンター利用取消・利用料金返還承認書

年 月 日

様

指定管理者

新宿区立新宿スポーツセンターの利用承認の取消し・利用料金の返還について、次のとおり承認します。

利用承認年月日	年 月 日	承認番号	
利用日時・施設	年 月 日()		
返還該当事由・返還額	1 1か月前までの取消し	全額	
	2 14日前までの取消し	5割相当額	
	3 利用当日までの取消し	返還なし	
	4 その他()		
既納利用料金			円
返 還 額			円

第15号様式(第21条、第25条関係)

新宿区立新宿スポーツセンター利用変更・利用料金返還申請書

年 月 日

指定管理者 あて

団体名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____

連絡担当者 電話() _____

新宿区立新宿スポーツセンターの利用承認の変更・利用料金の返還について、次のとおり申請します。

利用承認年月日	年 月 日	承認番号		
	変更前	変更後		
利用日時	年 月 日()	年 月 日()		
変更内容	利用施設 利用目的 利用人員 利用附帯設備 その他	利用施設 利用目的 利用人員 利用附帯設備 その他		
変更の理由				
変更による充当額	1 1か月前までの変更 全額 2 14日前までの変更 5割相当額 3 利用日前日までの変更 充当額なし			
返還・納付額	既納利用料金(A)	変更による充当額(B)	変更後の利用料金(C)	返還(△納付)額(B-C)
	円	円	円	円
返還請求額				円

第16号様式(第21条、第25条関係)

新宿区立新宿スポーツセンター利用変更・利用料金返還承認書

年 月 日

様

指定管理者

新宿区立新宿スポーツセンターの利用承認の変更・利用料金の返還について、次のとおり承認します。

利用承認年月日	年 月 日	承認番号		
	変更前	変更後		
利用日時	年 月 日()	年 月 日()		
変更内容	利用施設 利用目的 利用人員 利用附帯設備 その他	利用施設 利用目的 利用人員 利用附帯設備 その他		
変更による 充当額	1 1か月前までの変更 全額 2 14日前までの変更 5割相当額 3 利用日前日までの変更 充当額なし			
返還・納付額	既納利用料金 (A)	変更による充当 額(B)	変更後の利用料 金(C)	返還(△納付)額 (B-C)
	円	円	円	円
返還額				円

第17号様式(第24条関係)

新宿区立新宿スポーツセンター利用料金減額・免除申請書

年 月 日

指定管理者 宛て

団 体 名 _____
登 録 番 号 _____
所 在 地 _____
代 表 者 氏 名 _____
連 絡 担 当 者 電 話 () _____

新宿区立新宿スポーツセンターの利用料金の減額・免除について、次のとおり申請します。

利 用 日 時	年 月 日		
利 用 目 的			
利 用 施 設			
利 用 附 帯 設 備			
減 免 申 請 の 理 由			
※ 減免根拠条項	規則第24条第1項第 号(免除・ 割)		
※ 減 免 額	利用料金	減免額	納付額
	円	円	円
※印の欄は、記入しないでください。			

第1号様式（第4条関係）

（令7規則34・一部改正）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第8条関係）

第5号様式（第11条関係）

（令6規則4・一部改正）

第6号様式（第11条関係）

（令6規則4・一部改正）

第7号様式（第13条関係）

第8号様式（第14条関係）

（平28規則26・一部改正）

第9号様式（第15条関係）

（令6規則4・一部改正）

第10号様式（第15条関係）

第11号様式（第16条関係）

第12号様式（第19条関係）

（平28規則26・一部改正）

第13号様式（第20条、第25条関係）

第14号様式（第20条、第25条関係）

第15号様式（第21条、第25条関係）

第16号様式（第21条、第25条関係）

第17号様式（第24条関係）

（平28規則77・令4規則12・一部改正）